

東京都 消防褒賞を受賞

市消防団員として、長年にわたる献身的な活躍と数々の功績が認められ、3人の方が受賞されました。

- 上田直樹さん(副分団長)
 - 佐藤洋一さん(副分団長)
 - 内藤教好さん(副分団長)
- ▽問合せ 地域防災課防災係

そろそろ、あなたも マイナンバーカード 顔写真撮影を 無料で実施



最大で2万円相当のマイナポイントの受け取りができるマイナンバーカードの申請期間が、12月未だになりました。
顔写真の撮影を無料で実施し、申請完了までの手続きをお手伝いします。申請を希望される方は、直接会場にお越しください。

マイナンバーカードをまだお持ちでない方に、国がオンライン申請用2次元コード付き交付申請書を順次送付しています。マイナンバーカードは、本人確認のための書類、健康保険証として利用できるほか、コンビニエンスストアで住民票等の証明書取得やe-Tax等の電子証明書を利用した電子申請等にも利用できます。

▽日時 12月3日(土)・4日(日)・10日(土)・11日(日)・17日(土)・18日(日)・24日(土)・25日(日) 午前

災害に関する協定を 締結しました



市では、災害発生時における対応力の強化を図るため、各種

団体、民間業者などと応援協定の締結に取り組んでいます。この度、㈱アクティオと「災害時における資機材の供給協力に関する協定」を締結しました。この協定により、災害時に避難所や災害復旧現場で必要となる発電機、仮設トイレ、重機やトラックなどの資機材の確保ができ、防災力が向上することになります。

▽問合せ 地域防災課防災係

10時〜午後5時30分(1人約15分)

※混雑する場合もありますので、時間に余裕を持ってお越しください。

▽場所 あきる野ルピア1階特設会場

▽対象 市内在住の方

▽持ち物

● 通知カードに付属している申請書が国から送られてきたマイナンバーカード交付申請書の案内(2次元コード付きの申請書)

※申請書の再発行もできません。事前に担当へ申し出てください(平日のみ)。

● 本人確認書類(有効期限内の原本)：写真付き(1点)か写真なし(2点)

* 1点でよい書類：運転免許証、顔写真入り住基カード、パスポート、身体障害者手帳など

* 2点必要な書類：健康保険証、後期高齢者医療保険証、介護保険証、年金手帳、年金証書、生活保護受給者証など

▽注意事項 即時の発行はできませんのでご了承ください(交付まで1か月半〜2か月程度)。引越しの予定がある場合は、注意してください。申請をした時の住所と交付を

受ける時の住所が異なっている場合、マイナンバーカードの交付を行うことができません(市内の引越しである場合を除く)。

▽その他 今回の実施日以外の平日(午前9時〜正午、午後1時〜4時30分)は、市役所1階コミュニティホールで、申請サポートを実施しています(予約不要)。

▽日時 12月18日(日) ①午前9時〜9時30分 ②午前10時〜10時30分 ③午前11時〜11時30分 ④午後1時〜1時30分 ⑤午後2時〜2時30分 ⑥午後3時〜3時30分

▽場所 市役所1階3番窓口

▽定員 60人(申込み順)

▽その他 送付した交付案内などを確認してください。

▽申込み方法 12月16日(金)までの午前8時30分〜正午、午後1時〜5時(日曜日除く)の間に電話で予約してください。

▽問合せ 市民課市民窓口
係・マイナンバー専用電話(☎518-7261)

耐震改修などをした 住宅の固定資産税を 減額します



耐震改修をした住宅
(耐震改修特例)

令和6年3月31日までに耐震改修工事をした住宅で次の要件を満たす場合、120平方メートルを限度に翌年度分の家屋の固定資産税の2分の1(改修工事を行ったことにより、認定長期優良住宅に該当することとなった場合は、3分の2)を減額します。

▽対象

● 省エネ改修工事で、補助金などを除く自己負担額が次のいずれかに当てはまる住宅

● 窓(必須)、床、天井、壁の断熱改修に係る工事が50万円以上であり、太陽光発電設備、潜熱回収型給湯器、ヒートポンプ式電気給湯器等の設置に係る工事費と合わせて60万円以上

● 併用住宅では住宅部分の面積が2分の1以上

● 昭和三十七年1月1日以前に建築された住宅

● 併用住宅では住宅部分の面積が2分の1以上

● 昭和三十七年1月1日以前に建築された住宅

● 併用住宅では住宅部分の面積が2分の1以上

● 昭和三十七年1月1日以前に建築された住宅

省エネ改修をした住宅 (省エネ改修特例)

※適用は1回限り

令和6年3月31日までに一定の省エネ(熱損失防止)改修工事等をした住宅で次の要件を満たす場合、120平方メートルを限度に翌年度分の家屋の固定資産税の3分の1(改修工事を行ったことにより、認定長期優良住宅に該当することとなった場合は、3分の2)を減額します。

▽対象

● 省エネ改修工事で、補助金などを除く自己負担額が次のいずれかに当てはまる住宅

● 窓(必須)、床、天井、壁の断熱改修に係る工事が60万円以上

● 窓(必須)、床、天井、壁の断熱改修に係る工事が50万円以上であり、太陽光発電設備、潜熱回収型給湯器、ヒートポンプ式電気給湯器等の設置に係る工事費と合わせて60万円以上

● 併用住宅では住宅部分の面積が2分の1以上

● 昭和三十七年1月1日以前に建築された住宅

● 併用住宅では住宅部分の面積が2分の1以上

● 昭和三十七年1月1日以前に建築された住宅

省エネ改修をした住宅 (省エネ改修特例)

※適用は1回限り

令和6年3月31日までに一定の省エネ(熱損失防止)改修工事等をした住宅で次の要件を満たす場合、120平方メートルを限度に翌年度分の家屋の固定資産税の3分の1(改修工事を行ったことにより、認定長期優良住宅に該当することとなった場合は、3分の2)を減額します。

▽対象

● 省エネ改修工事で、補助金などを除く自己負担額が次のいずれかに当てはまる住宅

● 窓(必須)、床、天井、壁の断熱改修に係る工事が60万円以上

● 窓(必須)、床、天井、壁の断熱改修に係る工事が50万円以上であり、太陽光発電設備、潜熱回収型給湯器、ヒートポンプ式電気給湯器等の設置に係る工事費と合わせて60万円以上

● 併用住宅では住宅部分の面積が2分の1以上

● 昭和三十七年1月1日以前に建築された住宅

● 併用住宅では住宅部分の面積が2分の1以上

● 昭和三十七年1月1日以前に建築された住宅

省エネ改修をした住宅 (省エネ改修特例)

※適用は1回限り

令和6年3月31日までに一定の省エネ(熱損失防止)改修工事等をした住宅で次の要件を満たす場合、120平方メートルを限度に翌年度分の家屋の固定資産税の3分の1(改修工事を行ったことにより、認定長期優良住宅に該当することとなった場合は、3分の2)を減額します。

▽対象

● 省エネ改修工事で、補助金などを除く自己負担額が次のいずれかに当てはまる住宅

● 窓(必須)、床、天井、壁の断熱改修に係る工事が60万円以上

● 窓(必須)、床、天井、壁の断熱改修に係る工事が50万円以上であり、太陽光発電設備、潜熱回収型給湯器、ヒートポンプ式電気給湯器等の設置に係る工事費と合わせて60万円以上

● 併用住宅では住宅部分の面積が2分の1以上

● 昭和三十七年1月1日以前に建築された住宅

● 併用住宅では住宅部分の面積が2分の1以上

● 昭和三十七年1月1日以前に建築された住宅

● 昭和三十七年1月1日以前に建築された住宅

● 昭和三十七年1月1日以前に建築された住宅

● 昭和三十七年1月1日以前に建築された住宅

● 昭和三十七年1月1日以前に建築された住宅

資源集団回収の 実績良好団体を 表彰しました

令和3年度資源集団回収事業の回収実績が良好だった次の団体を表彰しました。

● 菅生歌舞伎菅生一座

● 富士見台自治会

● 原小宮町内会

▽担当課 生活環境課清掃・リサイクル係

令和4年TOKYO交通安全キャンペーン ~世界一の交通安全都市TOKYOを目指して~



このキャンペーンは、都民一人ひとりに交通安全意識の普及・浸透と、年末期の交通事故、飲酒運転の防止を図ることを目的としています。市内でも重大事故が発生しています。ご家族で年末に向け交通ルールを再度確認し、事故防止に努めましょう。

課税課家屋資産税係

※適用は1回限り

令和6年3月31日までにバリアフリー(居住安全)改修工事をした住宅で次の要件を満たす場合、100平方メートルを限度に翌年度分の家屋の固定資産税の3分の1を減額します。

▽対象

● バリアフリー改修工事(廊下の拡幅、手すりの取り付け、階段の勾配の緩和、床の段差の解消、浴室の改良、引き戸の取り替え、便所の改良、引き戸表面の滑り止め化)で、補助金などを除く自己負担額が50万円を超える費用が掛かった

● 昭和三十七年1月1日以前に建築された住宅

● 併用住宅では住宅部分の面積が2分の1以上

● 昭和三十七年1月1日以前に建築された住宅

● 昭和三十七年1月1日以前に建築された住宅

● 昭和三十七年1月1日以前に建築された住宅

● 昭和三十七年1月1日以前に建築された住宅

● 昭和三十七年1月1日以前に建築された住宅

● 昭和三十七年1月1日以前に建築された住宅

令和4年TOKYO交通安全キャンペーン ~世界一の交通安全都市TOKYOを目指して~

令和4年12月18日(日) ①午前9時〜9時30分 ②午前10時〜10時30分 ③午前11時〜11時30分 ④午後1時〜1時30分 ⑤午後2時〜2時30分 ⑥午後3時〜3時30分

令和4年12月18日(日) ①午前9時〜9時30分 ②午前10時〜10時30分 ③午前11時〜11時30分 ④午後1時〜1時30分 ⑤午後2時〜2時30分 ⑥午後3時〜3時30分

令和4年12月18日(日) ①午前9時〜9時30分 ②午前10時〜10時30分 ③午前11時〜11時30分 ④午後1時〜1時30分 ⑤午後2時〜2時30分 ⑥午後3時〜3時30分

令和4年12月18日(日) ①午前9時〜9時30分 ②午前10時〜10時30分 ③午前11時〜11時30分 ④午後1時〜1時30分 ⑤午後2時〜2時30分 ⑥午後3時〜3時30分

令和4年12月18日(日) ①午前9時〜9時30分 ②午前10時〜10時30分 ③午前11時〜11時30分 ④午後1時〜1時30分 ⑤午後2時〜2時30分 ⑥午後3時〜3時30分

令和4年12月18日(日) ①午前9時〜9時30分 ②午前10時〜10時30分 ③午前11時〜11時30分 ④午後1時〜1時30分 ⑤午後2時〜2時30分 ⑥午後3時〜3時30分

令和4年12月18日(日) ①午前9時〜9時30分 ②午前10時〜10時30分 ③午前11時〜11時30分 ④午後1時〜1時30分 ⑤午後2時〜2時30分 ⑥午後3時〜3時30分

令和4年12月18日(日) ①午前9時〜9時30分 ②午前10時〜10時30分 ③午前11時〜11時30分 ④午後1時〜1時30分 ⑤午後2時〜2時30分 ⑥午後3時〜3時30分

令和4年12月18日(日) ①午前9時〜9時30分 ②午前10時〜10時30分 ③午前11時〜11時30分 ④午後1時〜1時30分 ⑤午後2時〜2時30分 ⑥午後3時〜3時30分

令和4年12月18日(日) ①午前9時〜9時30分 ②午前10時〜10時30分 ③午前11時〜11時30分 ④午後1時〜1時30分 ⑤午後2時〜2時30分 ⑥午後3時〜3時30分

令和4年12月18日(日) ①午前9時〜9時30分 ②午前10時〜10時30分 ③午前11時〜11時30分 ④午後1時〜1時30分 ⑤午後2時〜2時30分 ⑥午後3時〜3時30分

令和4年12月18日(日) ①午前9時〜9時30分 ②午前10時〜10時30分 ③午前11時〜11時30分 ④午後1時〜1時30分 ⑤午後2時〜2時30分 ⑥午後3時〜3時30分